

## 税務アップデート



## 目次：

- ▶ 優先分野の中小企業に対する税制優遇措置に関する経済財政省のプレスリリース
- ▶ 優先分野の中小企業に対する税制優遇措置に関する政令についての租税総局の通達
- ▶ 2019 年度財政法
- ▶ ベトナム及びインドネシアとのカンボジアの租税条約の批准
- ▶ 中国、ブルネイ及びベトナムとのカンボジアの租税条約に関する租税総局のプレスリリース
- ▶ 年功手当に関する労働職業訓練省のプレスリリース

# 優先分野の中小企業に対する税制優遇措置に関する経済財政省のプレスリリース

(2019年1月8日付プレスリリース)

カンボジア政府は最近、政府の優先分野の中小企業(Small and Medium-sized Enterprises、以下「SMEs」)に対する税制優遇措置を発表するプレスリリースを発行しました。これは、2018年10月2日付の優先分野の SMEs に対する税制優遇措置に関する政令第 124.ANKr.BK 号の発行に続くものです。プレスリリース及び政令によると、優先分野は以下を含みます。

- ▶ 農産物又は農業生産品
- ▶ 食品の製造及び加工
- ▶ 国内消耗品の製造、廃棄物リサイクル及び観光分野向け商品の製造
- ▶ 完成品、予備部品又は、組立部品で他の製造事業者に供給する為の製造
- ▶ 情報技術及び情報技術関連サービスに関する研究開発
- ▶ SME クラスターに所在する企業及び SME クラスター開発企業

上記の条件を満たす SMEs は、以下の税制優遇措置を受けることができます。

- ▶ 新規企業登録日、既存企業の税務登録更新日、又は政令が有効になった日から事業所得税(Tax on Income、以下「TOI」)、ミニマム税(Minimum Tax、以下「MT」)及び前払事業所得税(Prepayment of TOI、以下「PTOI」)を含む 3 年間の所得税の免除

あるいは、以下のいずれかの条件に該当する場合には、5 年間の TOI、MT 及び PTOI の免除が受けられます。

- 国内の原材料を 60% 以上使用
- 従業員数が 20% 以上増加
- SME クラスターに所在
- ▶ 損金算入可能額の優遇措置
  - 会計ソフトの費用、従業員に対する会計や技術の研修費用の 200%
  - 生産性向上する設備又は新技術の購入費用の 150%

上記の税制優遇措置の対象となる為には、SMEs は規則と税務規定に従い適切な会計記録を保持し、月次の税務申告書と TOI の申告書を提出する義務を負います。

## 優先分野の中小企業に対する税制優遇措置に関する政令についての租税総局の通達

(2018年12月21日付 GDT 通達第 20515 号)

租税総局は、優先分野で事業を行っている SMEs に対して、税制優遇措置の申請に添付が必要な書類及び情報に関する通達を発行しました。詳細は以下の通りです。

必要な書類及び情報	適用される税制優遇措置
会社の定款	所得税免除及び損金算入可能額の優遇措置
承認された事業ライセンス、設立証明書及び付加価値税及び事業登録税(patent tax)の証明書	所得税免除及び損金算入可能額の優遇措置
登録企業の事業計画及び財務諸表	所得税免除及び損金算入可能額の優遇措置
商品又はサービスの購入の契約書や合意書	所得税免除及び損金算入可能額の優遇措置
雇用契約書及び人員計画	所得税免除及び損金算入可能額の優遇措置
SMEs の事業所住所が SME クラスターに所在することを確認する為の賃借契約書又は不動産権利証書	所得税免除
従業員の研修計画	損金算入可能額の優遇措置

## 2019 年度財政法

(2018 年 12 月 2 日付勅許第 NS/RC/1218/017 号)

2019 年度財政法(Law on Financial Management)は、事業所得税における「法人」及び「個人」を定義する為に、改正租税法の第 5 条及び第 7 条を改正しています。

- **新第 5 条:** 法人の TOI は、各課税年度の会計上の実現利益から計算します。新設法人の課税年度は、事業開始日からその暦年の 12 月 31 日までになります。非居住者企業が株主である企業は、暦年と異なる課税年度の使用を申請することができます。  
個人の TOI は、各課税年度の実総収入から計算します。
- **新第 7 条(1):** 課税所得は、法人又は個人によるあらゆる種類の事業活動及び非事業活動のすべての結果から得られる純利益であり、キャピタルゲイン、受取利息、家賃収入、ロイヤルティ、金融収益や不動産を含む投資資産からの収益を含みます。  
法人の課税所得は会計上の利益に必要な調整を行った額をもとに決定され、個人の課税所得は課税年度における総収入から政令に規定された控除可能費用を差し引いた額に基づき決定されます。

本条は更に、徵税の規定と手続は経済財政省の省令により決定されることについても触れています。

## ベトナム及びインドネシアとのカンボジアの租税条約の批准

(2018 年 12 月 12 日付勅許第 NS/RC/1218/019 号)

カンボジアは既に、2018年3月31日にベトナムと、2017年10月23日にインドネシアとの租税条約(Double Taxation Agreements、以下「DTAs」)に署名した旨の勅許が公表されています。

## 中国、ブルネイ及びベトナムとのカンボジアの租税条約に関する租税総局の プレスリリース

(2018年12月27日付プレスリリース)

租税総局は、中国、ブルネイ及びベトナムとのカンボジアのDTAsが2019年1月1日から有効になる旨の  
プレスリリースを公表しています。

## 年功手当に関する労働職業訓練省のプレスリリース

(2018年12月28日付プレスリリース)

労働職業訓練省(Ministry of Labor and Vocational Training、以下「MLVT」)が発行した2018年9月21  
日付の年功手当(seniority payments)に関する省令第443号に加え、MLVTは、無期契約のもとで勤務する  
従業員及び労働者は、2019年6月以降開始する年2回の年功手当の受給資格を有すること明確にしました。

2019年より前の遡及的な年功手当については、MLVTは、従業員及び労働者への適切な支払いスケジュ  
ールの決定のため、引き続き民間部門と協議をしています。

## Contact

For more information on this bulletin and Ernst & Young (Cambodia) Ltd's tax and advisory services, please contact:

**Robert King**, Partner, Ernst & Young (Cambodia) Ltd.

[robert.m.king@vn.ey.com](mailto:robert.m.king@vn.ey.com)

**Brendan Lalor**, Director, Ernst & Young (Cambodia) Ltd.

[brendan.james.lalor@kh.ey.com](mailto:brendan.james.lalor@kh.ey.com)

**Reangsey Darith Touch**, Director, Ernst & Young (Cambodia) Ltd.

[reangsey.touch@kh.ey.com](mailto:reangsey.touch@kh.ey.com)

**Channavy Din**, Manager, Ernst & Young (Cambodia) Ltd.

[channavy.din@kh.ey.com](mailto:channavy.din@kh.ey.com)

**小野瀬 貴久**, Partner, Japan Business Services

[takahisa.onose@vn.ey.com](mailto:takahisa.onose@vn.ey.com)

**須賀 勇介**, Senior Manager, Japan Business Services

[yusuke.suga@kh.ey.com](mailto:yusuke.suga@kh.ey.com)

**Ernst & Young (Cambodia) Ltd.**

5th Floor, Emerald Building

#64 Norodom Boulevard corner Street 178

Sangkat Chey Chumneah, Khan Daun Penh

12206 Phnom Penh, Kingdom of Cambodia

Tel: +855 23 860 450/451

Fax: +855 23 217 805

**EY** | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit [ey.com](http://ey.com).

©2019 Ernst & Young (Cambodia) Ltd.

All Rights Reserved.

KH No. 031701001C

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

[ey.com/kh](http://ey.com/kh)